

# 山形市と特定非営利活動法人フローレンスとの「子育て世帯に対する支援」の推進に係る包括連携に関する協定書

山形市(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人フローレンス(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、双方の保有する資源を有効に活用することにより、山形市における「子育て世帯に対する支援」の推進に資することを目的とする。

(連携及び協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、それぞれの業務に支障のない範囲で、相互に連携し、及び協力して実施する。

- (1) 子育て情報の発信に関すること。
- (2) 効果的な相談支援に関すること。
- (3) 子どもの居場所づくり等に関すること。
- (4) 社会資源の活用に関すること。
- (5) 市民への広報に関すること。
- (6) その他、子育て世帯の支援の推進に資すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、当該事項の実施について協議を行うものとする。この場合において、具体的な実施内容については、甲及び乙が合意の上、決定する。

(情報保護)

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく前条第1項各号に定める事項の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報(公知の情報を除く。)を第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならず、又はこの協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

(協定期間)

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第5条 甲又は乙のいずれかがこの協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、この協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

(疑義の協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年2月24日

甲 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤 孝弘

乙 東京都千代田区神田神保町一丁目14番地1

KDX神保町ビル4階

特定非営利活動法人フローレンス

代表理事 駒崎 弘樹